

第14回 サポーター募集概要

第14回居酒屋甲子園開催概要

- 開催日 : 2019年11月12日(火)(予定)
開催会場 : パシフィコ横浜(神奈川)(予定)
参加店舗数 : 2030店舗(目標)
全国大会進出店舗数 : 覆面調査の3回・書類審査・プレゼン審査 上位5店舗(予定)
日本一の決定方法 : 店舗活動VTRと各店舗のプレゼンテーションにより、
『最も学びと気づきを与えたお店』を来場者が当日投票を行う
当日来場者数 : 5000人(予定)

サポーター企業様募集期間とサポーター期間

- 募集期間 : 2019年1月~2019年6月30日まで
有効期間 : 2019年1月~2020年6月30日まで

サポーター特典のプランについて

●特典プラン

サポーター特典には、右記の4種類ございます。
ご選択されるプランにより、特典に差がございます。

- ◆ Aプラン : 300万円/口
- ◆ Bプラン : 100万円/口
- ◆ Cプラン : 50万円/口
- ◆ Dプラン : 20万円/口
- ◆ Eプラン : 10万円/口

●サポーター特典

サポーター特典は、基本特典とご選択可能特典の2種類ございます。基本特典は、全てのプランにご提供させていただく特典となります。
(※Eプランのみ一部選択あり)

ご選択可能特典は、お申込みプランによりご提案可能な特典です。なお、任意選択となりますので、ご選択いただかなくても結構です。

各特典の詳細は別紙をご確認ください。

	NO.	項目
基本特典	1	企業名掲載(公式HP・全国大会ガイドブック)
	2	各種勉強会・懇親会参加(年間約60回開催)
	3	全国サポーター&理事交流会・新年会参加
	4	地区大会(チケット5枚、チラシ配布、企業名掲載)
	5	全国大会スクリーン・会場内パネル企業名掲載
	6	全国大会ガイドブック広告掲載
	7	全国大会チケット
選択可能特典	8	全国大会ブース設営
	9	全国大会時チラシの配布
	10	全国大会チケット企業名掲載
	11	サポータープレゼン
	12	参加店舗様へ企業紹介の配信
	13	公式HPトップページへバナーリンク
	14	公式HPサポーターページへバナーリンク
	15	参加店舗一覧情報(本部情報・サポーター企業情報)

お申込みの流れ



サポーター会員契約

今般の大会「第14回居酒屋甲子園」(以下、「本大会」という)を開催するにあたり、運営団体株式会社IZAKO(以下、「甲」という)と協賛団体(企業及び個人を含む。以下、「乙」という)とは、以下のとおり協賛(スポンサー)契約を締結する。

第1条(本大会の目的と趣旨)

本大会は、「共に学び、共に成長し、共に勝つ」という理念を掲げ、「居酒屋から日本を元気にする」という趣旨のもとで開催され、外食業界の活性化を目的とする。

第2条(協賛)

- (1) 乙は、平成31年11月12日に開催される本大会に、協賛の口数を指定してスポンサーの申し込みをする。
(2) 乙には、協賛の口数に応じて以下の名称が適用される。

協賛申し込み口数	30口以上	サポーター会員(Aプラン)
	10口以上30口未満	サポーター会員(Bプラン)
	5口以上10口未満	サポーター会員(Cプラン)
	2口以上5口未満	サポーター会員(Dプラン)
	1口以上2口未満	サポーター会員(Eプラン)

- (3) 協賛申し込み口数は、1口10万円とし、いかなる場合においても返還されない。

第3条(協賛団体のメリット等)

1. 甲は、本大会において、乙が希望する場合、乙に対して申し込み口数に応じて別紙「協賛団体の享受できるメリット一覧表」記載のプロモーションの機会の提供等のメリットを提供する。この場合、乙は、本大会の名称とロゴを使用した広告活動を行うことができる。
2. 当該メリットの提供期間は、本契約の契約期間とする。

第4条(本大会の実施権等)

甲は、本大会の企画等のすべてについて自由に決定する権利を有するとともに、本大会の実施及び管理に関するすべての権限を有する。

第5条(ロゴの使用等)

本大会の名称、トレードマークやロゴ等に関する商標権等の知的財産権は甲(甲の指定する管理団体等を含む。以下同じ)に帰属し、乙は、甲の事前の許諾なくこれを使用・利用することができない。

第6条(甲の大会運営)

甲は、本大会につき以下の事項を行う。

- ① 本大会開催の全ての企画と運営に必要なスタッフと運営組織の編成
- ② 大会ルール等の運営に関する事項の作成と周知
- ③ 本大会の「運営と審判」を行う組織の任命及び管理
- ④ 財務、収支計画の策定と実行
- ⑤ 報道関係の対応
- ⑥ 協賛企業のメリットの履行確保に必要となる事項
- ⑦ その他本大会の実行に必要となる事項

第7条(禁止事項等)

1. 甲は、第1条に定める本大会の目的と趣旨に従い誠実に本大会を運営し、協賛団体の利益を損なう行為及び協賛団体のブランドを毀損するような行為等を行ってはならない。
2. 乙は、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) 甲の許諾なく、本大会の参加店舗、協賛団体及び関係者に対し、本大会の名称又は本大会の協賛団体であることを殊更にして商品・サービスの購入・利用を勧誘する行為
 - (2) 甲の許諾なく、本大会の参加店舗、協賛団体及び関係者に対し、甲以外の団体への加入や活動への参加を勧誘する行為
 - (3) 第5条に定める知的財産権等の無断使用
 - (4) その他、本契約の目的と趣旨に反する行為
3. 乙が本契約の定め違反した場合、甲は何らの催告等を要することなく本契約を解除できるとともに、甲に生じた一切の損害(弁護士費用等を含む)の賠償を求めることができる。
4. 乙が本契約に関し、第2項の定め違反する等により第三者との間で紛争が生じた場合、乙は自らの責任において解決するものとし、甲は一切責任を負わない。

第8条(秘密保持)

1. 各当事者は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約の存在及び内容に関する一切の情報並びに本契約の締結又は履行の過程で取得した相手方の情報を、本契約の履行以外の目的のために使用してはならず、第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。但し、以下の各号に該当することを立証できる場合を除く。
 - (1) 相手方から取得した時点で、当該情報が公知であった又は公に入手可能であった場合
 - (2) 相手方から取得後、当該情報が自らの責に帰すべき事由によらずに公知となった場合
 - (3) 相手方から取得した時点で、既に自ら保有していた場合
 - (4) 相手方から取得後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した場合
 - (5) 法律上又は行政上の開示の要請に基づき、当該要請を事前に相手方に通知した上で開示する場合
 - (6) 自ら依頼した弁護士、会計士、投資銀行その他の代理人又はアドバイザーで、本条と同等の義務を負う者に対して開示する場合
2. 前項に基づく義務は、本契約の終了後も3年間存続するものとする。

第9条(大会メディア使用权)

乙が希望する場合、乙は、甲の事前の許諾を得て、本大会中に作成された写真・ビデオその他のメディアについて、本契約期間中その宣伝活動の目的で使用することができる。

第10条(契約の期間と支払い)

1. 乙は、甲の指定する銀行口座に、下記協賛申し込み口数の金額を申し込み後1ヶ月以内に送金して支払うものとする。
協賛申し込み口数 () 口、() 円
2. 本契約の契約期間は、2020年6月30日までとし、期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から相手方に対し本契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は次回開催される「居酒屋甲子園」大会を対象として同内容にて自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。但し、乙において契約期間内に次回協賛金の支払いがない場合はこの限りでない。

第11条(不可抗力)

天災事変等その他の不測の事態により本大会が開催できなかった場合、もしくは開催途中に中止した場合は、甲は乙に対し、その責を負わないものとする。

第12条(反社会的勢力の排除表明・確約・通知義務)

1. 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、自ら(法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者、以下同じ。)が暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (2) 自己、自社もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (4) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲または乙は、相手方またはその役員等が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、相手方に対し書面により通知を行うことにより、本契約を解除し、かつこれによって被った損害の賠償を請求することができる。この場合において、契約解除の通知を受けた相手方は、本契約の終了により損害を生じたとしてもその賠償を甲または乙に請求することはできない。
4. 甲または乙は、相手方から前項の契約解除の通知を受けたときは、相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を弁済しなければならない。
5. 甲または乙は、自己または役員等が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当するを知ったとき、または第2項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知ったときは、直ちにその旨を相手方に通知するものとする。

第13条(誠実協議)

本契約に定めなき事項については、双方誠実に協議し円満に解決するものとする。以上のとおり、合意が成立した証として、契約書2通を作成し、各自1通あてこれを所持する。